



©2010 熊本県 くまモン

～ 「くまなびの日」の取組みについて ～



©2010 熊本県 くまモン

令和7年（2025年）6月6日（金）

熊本県教育長 越猪 浩樹

「くまなびの日」について

教育の出発点である家庭において、子ども一人ひとりの個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し、可能性を広げることができるよう、子どもと家庭と一緒に休める環境を整備

- ・概要:生徒が、保護者等とともに、校外で体験的な学習活動等を行うとき、欠席日数に含めないものとして取り扱う(教育上特に必要で、校長が出席しなくてもよいと認める場合として取り扱う)
- ・対象:すべての県立中学校、高校、特別支援学校
- ・日数:年3日以内
- ・始期:令和6年度に試行し、令和7年度から本格実施
- ・手続:保護者が事前届出(取得届)を提出
- ・補習:その日の学習内容は自習で対応

※市町村については、令和6年度2町村が試行に参加。令和7年度は16市町村が参加予定(45市町村中)。未参加の市町村については、これまでの成果や課題を共有し、引き続き制度への参加を促していく

1 「くまなびの日」の試行状況…令和6年4月～12月の取得状況

- 64の県立学校で取得があり、取得した児童生徒は668人、延べ取得日数は954日となった。
- 4～7月の取得者に比べ、8～12月の取得者は約2倍となり、児童生徒の取得が大きく進んだ。
- 様々な体験活動が行われ、子ども一人ひとりの個性や能力に応じた多様な学びの機会の創出につながった

主な取得事例

- ・県立美術館や熊本城、阿蘇火山博物館等の見学
- ・県外国外の博物館、神社仏閣、遺跡、歴史的建造物等の見学
- ・オープンキャンパス参加などによる大学見学
- ・海外の大学訪問や学生との交流
- ・海外大学進学に向けた試験
- ・プロスポーツやスポーツ大会観戦
- ・音楽鑑賞、音楽イベント参加
- ・企業見学
- ・田植え、農作物収穫、料理づくり体験
- ・畜産市場見学、競り見学、産直市場での地元農作物学習
- ・イベントでの店舗運営(店舗運営、広報、顧客対応等)体験
- ・防災学習としての被災地見学
- ・被災地や海外でのボランティア活動
- ・学会での研究発表
- ・医療機関での講習受講や企業での資格取得

2 児童生徒や保護者、学校現場の意見と主な課題・対応

評価する意見

- ・家族で有意義な時間を過ごすことができた
- ・学校では学ぶことができない体験的な学習ができた
- ・進路進学につながった
- ・将来の自営をするための学びにつながった
- ・人混みが苦手であり、平日は人が少ないので有難い
- ・児童生徒の学びの機会が広がることは有用
- ・研究会や発表会に教職員の引率なし(保護者対応)で参加できるため、教職員の負担軽減につながった。
- ・苦手なことを乗り越えようとするEFA(エファ)になっている

改善を求める意見

- ・児童生徒や保護者への周知が進んでいない
- ・同じ体験でも制度を利用する生徒、しない生徒がいる
- ・安易に学校を休めるイメージが先行しないか懸念
- ・飛び石連休の間など特定の日に取得者が集中するおそれがある
- ・届出様式の内容を改善してほしい
- ・他校の状況などの事例を知りたい
- ・体験格差が生じることを懸念する

主な課題	対応
児童生徒・保護者への周知	●教育現場向け連絡アプリ「すぐーる」等の活用による <u>児童生徒・保護者への更なる周知</u> ●<u>県教育委員会ホームページへの特設ページ開設</u> 取組の趣旨や事例集、県内公共施設・イベント等を掲載し、ワンストップで情報発信 
各学校での制度の運用	●学校現場の意見を踏まえ、<u>事例集の作成・共有</u>、各学校の状況を踏まえた取得できない日の設定や届出様式の柔軟な運用などを<u>実施要項やQ&Aに明記</u>
家庭ごとの体験格差の懸念	●令和6年度に児童生徒が取得した<u>“体験的な学習活動”の「事例集」の公表</u> ●くまなびの日に利用できる<u>県内の公共施設やイベント情報掲載</u>(随時更新) ※国立阿蘇青少年交流の家との連携協力に関する協定